

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

男鹿市は秋田県臨海部の中央に位置し、平成17年に若美町との合併で現在の市域となっている。隣接する市町村に潟上市、大潟村、三種町がある。

東西及び南北共に約24km、面積241km²、人口は26,245人(令和2年12月末現在)。日本海に突き出た半島の大部分が市域で、県都秋田市までは鉄道距離で約40km、車で約45分の距離にある。

男鹿半島は米代川と雄物川の運搬土砂が堆積して出来た砂州によって本陸と結ばれた「陸繋島」で、西部は山岳地形を呈して周囲は海岸段丘で、東部は沖積地及び砂丘となっている。三方は海に囲まれ、主要山岳としては本山(716m)、毛無山(645m)、真山(567m)、寒風山(355m)の4山があり、総面積の53.3%は森林が占める。その他、主要河川が5本、主要湖が3つある。



【主要山岳】①本山 ②毛無山 ③真山 ④寒風山
【主要湖】⑤一の目潟 ⑥二の目潟 ⑦三の目潟

②想定される地域の災害リスク

(洪水)

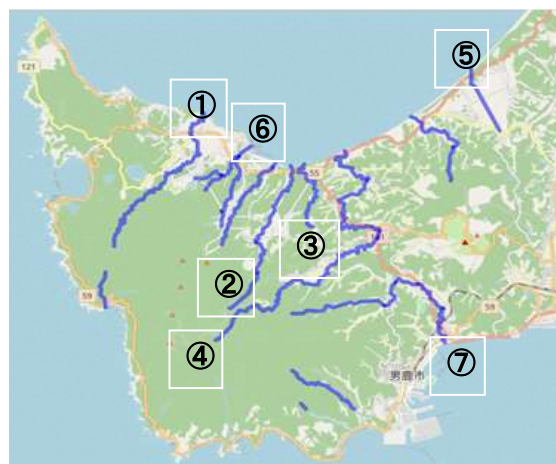
男鹿市の河川は右の図の通りであり、山から海へ向かって流れている。主要河川は5本あるが大きな川は無く、洪水が原因で起こる大きな災害の可能性は低い地域である。

【主要河川】

- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| ①野村川 | 7.2km | ②大増川 | 6.3km |
| ③小増川 | 5.3km | ④滝川 | 14.8km |
| ⑤鮎川 | 4.8km | | |

【危機管理型水位計設置河川】

- | | | |
|-----|------|------|
| ⑤鮎川 | ⑥賀茂川 | ⑦比詰川 |
|-----|------|------|



洪水への対策として県管理河川では危機管理型水位計を設置しており、一定の水位に上昇した時に観測が開始されて水位情報を提供している。なお、洪水時は5分間隔で水位を観測している。

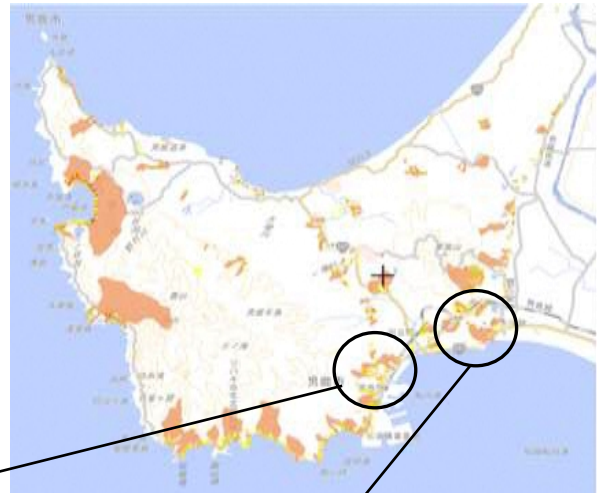
危機管理型水位計を設置している男鹿市内の河川は、鮪川、賀茂川、比詰川の3河川で、観測データは「秋田県河川砂防情報システムの危機管理型水位現況表」から入手出来る。

（土砂災害：ハザードマップ）

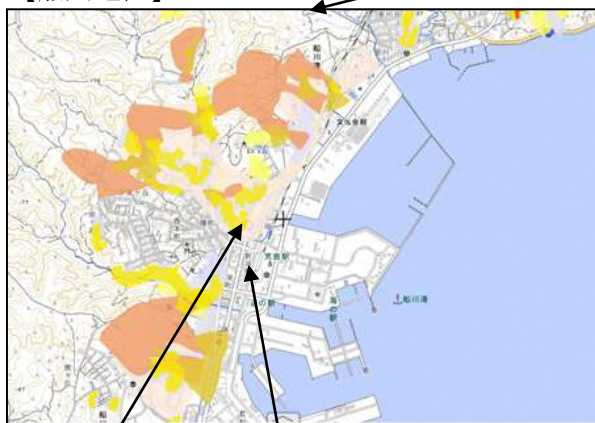
男鹿市は総面積の半分を森林が占めることから、山間部に囲まれて平野部に密集する住宅地は市内各所で「土砂災害警戒区域」となっている。

特に脇本の生鼻崎が土砂災害により国道101号が不通になると、日常生活・経済活動に大きな影響を与えることが予想される。

なお、脇本の生鼻崎より東になる船越地域では平野部が広がるために土砂災害の危険性は低い。



【船川地区】

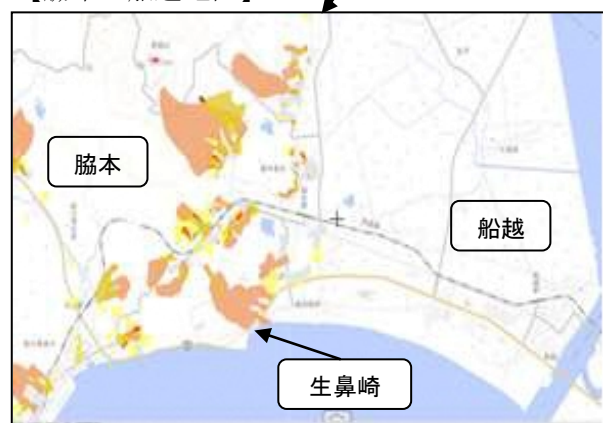


男鹿市役所

男鹿市商工会

市役所については土砂災害警戒区域に該当している。
商工会については土砂災害警戒区域に該当していない。

【脇本・船越地区】



脇本

船越

生鼻崎

【西部地区（戸賀）】



戸賀

加茂

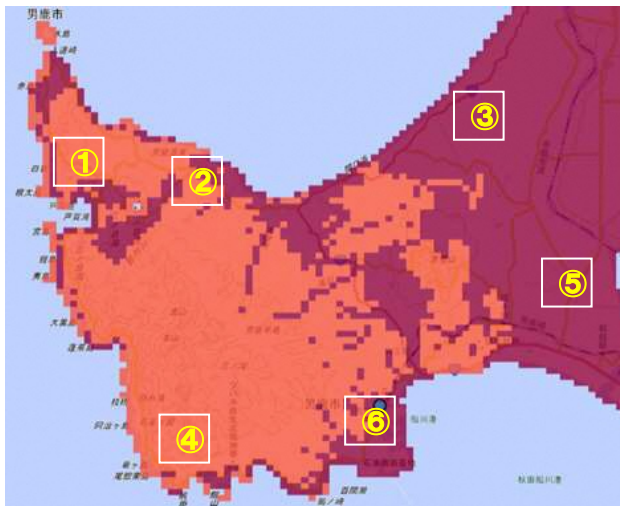
門前

大雨などの原因により土砂崩れや落石の恐れのある箇所は、規制の基準を定めて災害が発生する前に通行止めの規制を実施している。（加茂～門前区間）

この区間は定期的に土砂崩れや落石があり、通行止めの規制が実施されている。迂回路として中央部の道路「なまはげライン」があり、直線的で利便性が良いことから北部地区（男鹿温泉郷）への主要道路となっている。

(地震：J-SHIS)

【今後30年間で震度5弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図】



地震ハザードステーションの「確率論的地震動予測地図」によると、今後30年間に震度5弱以上の地震が発生する確率は、⑥中心部（船川）では43.6%の高い確率である。

③北部地区（野石）と⑤東部地区（船越）では70%程と更に高い確率になっている。理由としては太平洋側全域の発生確率が高い影響と推測される。(岩手県盛岡市75%、宮城県仙台市76%、福島県福島市83%、東京都新宿区100%、大阪府大阪市87%)

黄色から赤色へ濃くなる程、地震の発生する確率は高い予想となっている。



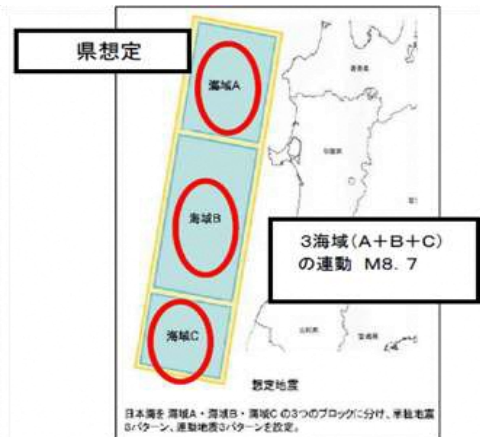
■男鹿市内各地点における今後30年間で地震が発生する確率 (単位：%)

震度	①西部地区 (戸賀)	②北部地区 (北浦)	③北部地区 (野石)	④南部地区 (門前)	⑤東部地区 (船越)	⑥中心部 (船川) 【市役所・商工会】
震度6強	3.1	1.5	3.8	0.8	3.1	2.0
震度6弱	8.1	5.1	11.6	3.4	10.5	6.9
震度5強	17.5	12.3	31.3	8.6	28.2	16.8
震度5弱	41.9	29.4	73.5	19.0	69.4	43.6

■地震による被害想定

秋田県が平成25年に公表している「秋田県地震被害想定調査報告書」によると、男鹿市に被害を与える地震想定は、能代断層帯、男鹿地震、天長地震とされている。最大クラスとしては、青森から新潟までの3海域A・B・Cが連動した地震が発生した場合で、最大マグニチュードは8.7と推測されている。

冬の深夜(甚大な被害の季節及び時間帯)に最大クラスの地震が発生した場合の被害は次の通りと推測される。(公表してから現在までの人口減少率16.7%、世帯減少率3.9%として試算)



<被害想定> 海域A+海域B+海域Cの連動地震が冬の午前2時に発生した場合

- ①最大震度 男鹿市は震度7
- ②建物被害
 - ・全壊棟数 9116棟
 - ・半壊棟数 8429棟
 - ・焼失棟数 8棟
- ③人的被害(早期避難者比率が低い場合)
 - ・死者数 2719人
 - ・負傷者数 3865人
- ④ライフライン被害
 - ・上水道断水人口 15140人
 - ・電力停電世帯数 10350世帯
- ⑤避難者数(4日後) 12077人

(津波：ハザードマップ)

男鹿市のハザードマップ「予想津波浸水深・浸水域」は、秋田県が調査した「秋田県地震被害想定調査（平成24年度）」及び「秋田県津波浸水想定調査（平成27年度）」を基本に作成されている。このことから最大M8.7の地震を想定した最大の津波浸水深・浸水域を表している。

ハザードマップによると、男鹿半島の三方の沿岸部は5m超の浸水が予想されているが、西側は山岳地形で高い断崖に守られていることから、浸水想定区域の範囲は狭いと推測されている。但し、北浦漁港や男鹿水族館の被害により経済的に過大な影響を与えることとなる。

浸水想定区域が広域な地点としては、下記に示す②五里合・若美（西側）地区、⑤船川（中央）地区、⑥脇本・船越・若美（東側）地区であり、船川・脇本・船越地区で男鹿市内人口の6割を占める状況から日常生活・経済活動に大きく影響を与えることが推測される。

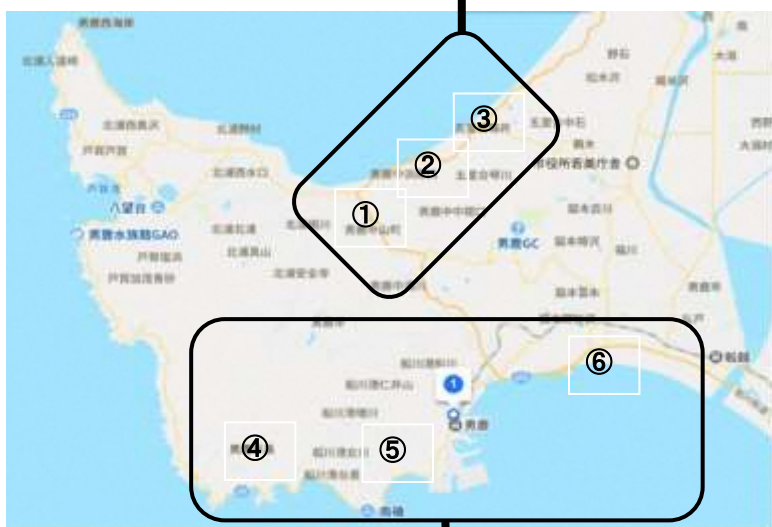
①北浦（東側）地区



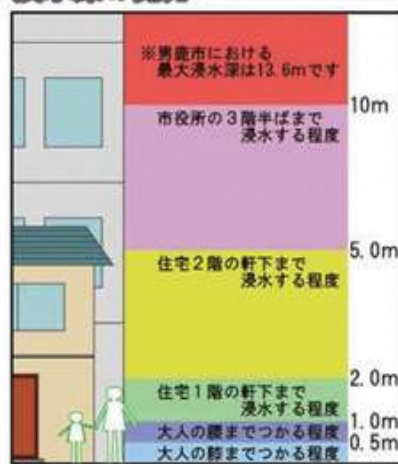
②五里合・若美（西側）地区



③若美（北側）地区



浸水深の見方



④船川（西側）地区



⑤船川（中央）地区



⑥脇本・船越・若美（東側）地区



(その他：防災情報の伝達)

昭和58年に発生した日本海中部地震はM7.7で、津波も重なり男鹿市では死亡者23人、負傷者26人、住家全壊・流出211棟の被害状況であった。地震発生が5月下旬の昼だったことで、被害は最小限に収まっているが、当時は地震と津波の関連性や市民の防災への意識は低かったと思われる。日本海中部地震から37年経過して、震度6強以上の地震が発生する確率は低いと予想されているが、過去の災害の経験から被害を最小限に抑える対策に努めている。

男鹿市では災害発生時に市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させ、互いに協力して様々な取組みを行うことを目的に、ヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結して、アプリを通じて緊急情報を配信する体制が出来ている。

その他にも「男鹿市防災情報等メール配信サービス」を携帯電話などへ登録することにより、地震、津波、気象警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意報、消防(火災)情報、防災行政無線で放送する情報が得られる。なお、防災行政無線は災害の種類によってサイレンパターンが工夫されている。

(感染症)

男鹿市では任意の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、秋田県の感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策」に則り指針を定めている。基本的な考え方としては、今後の感染拡大を見据えて設定された県の警戒レベルに応じた対応を行っていくほか、市主催のイベントなどは参加人数の上限に応じた対応を行っている。

市民への感染防止対策については、防災行政無線、広報紙、ホームページで、「県外との往来」「基本的な感染対策の実施(マスク着用、消毒の徹底など)」「密閉、密集、密接の防止」「各施設における感染防止対策」を周知している。

(2) 商工業者の状況

①業種別商工業者数・小規模事業者数

(単位：事業所)

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製造業	53	45	船川地区の沿岸部に工場などの立地が多い。
建設業	250	232	市内に広く分散している。
卸・小売業	270	241	船川地区は商店街、船越地区は主要道路沿いを中心に立地している。
サービス業	339	302	卸・小売業と同様に立地している。その他、北浦地区の観光地に立地している。
その他	46	41	市内に広く分散している。
合計	958	861	

②地区別商工業者数(カッコ内数値は小規模事業者数)

(単位：事業所)

	船川	船越	脇本	五里合	北浦	若美	合計
商工業者	267 (236)	215 (181)	133 (125)	43 (39)	127 (115)	173 (165)	958 (861)
製造業	21 (17)	8 (6)	4 (4)	6 (6)	7 (6)	7 (6)	53 (45)
建設業	61 (56)	46 (40)	46 (42)	16 (15)	25 (25)	56 (54)	250 (232)
卸・小売業	82 (72)	62 (50)	39 (37)	10 (9)	40 (37)	37 (36)	270 (241)
サービス業	90 (81)	88 (74)	36 (34)	8 (7)	52 (44)	65 (62)	339 (302)
その他	13 (10)	11 (11)	8 (8)	3 (2)	3 (3)	8 (7)	46 (41)

③ハザードマップによる予想被害地域への立地状況（商工業者数で算出）（単位：％）

業種	津波浸水域への立地割合	土砂災害警戒区域への立地割合
製造業	54.7	24.5
建設業	43.1	21.7
卸・小売業	57.8	18.4
サービス業	35.7	17.7
その他	40.3	14.0
全体割合	45.2	19.1

男鹿市の事業所は津波浸水域へ45.2％、土砂災害警戒区域へ19.1％が立地している。（二つの重複した危険域に立地している事業所もあり）

津波浸水域については、平地部と人口が多い船川地区と船越地区への立地が目立っていることから、津波の影響は大きく復旧に時間を要する一方、若美地区は浸水域が広いが浸水域付近の事業所の立地は少数であることから、津波の影響は少ないと推測される。

土砂災害警戒区域については、船川地区の市役所周辺と脇本地区の寒風山周辺に点在しているが、事業所の立地は少数で土砂災害の被害は少なく、大規模な災害事例も無い。但し、生活圏以外では小規模な土砂災害が度々あり主要道路が通行止めになる被害が生じている。

（3）これまでの取り組み

①男鹿市の取り組み

男鹿市では災害対策基本法及び男鹿市防災会議条例に基づき、平成19年3月に「男鹿市地域防災計画」を策定して、国と県が定める防災計画との整合を図りながら修正を重ねている。

この計画は、男鹿市における防災に関し、関係機関が災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の災害対策の全機能を有効に発揮して実施することにより、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定している。

平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、国土強靱化の理念や基本計画をふまえ、防災・減災などに関する施策を計画的に推進する指針として、平成29年3月に「男鹿市国土強靱化地域計画」を策定している。災害が発生する度に甚大な被害を受け、その都度長時間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避ける為にも平時から大規模自然災害などに対する備えを推進している。

【防災計画の策定】

- 防災に係る周知（ホームページが中心、その他市報などで随時）
- 男鹿市地域防災計画
 - 全編、災害別（一般災害対策、震災対策、津波災害対策、災害復旧・復興）
- 緊急・災害時情報
 - 危機管理型水位計の設置、水害危険度分布図、弾道ミサイル発射に係る情報伝達、指定避難所施設一覧（福祉避難所含む）、指定緊急避難場所一覧、アプリによる災害情報（地震・津波・気象・消防・防災行政無線など）、テレホンサービス「テレドーム」（防災行政無線内容の聞き取り）
- 気象警報・注意情報
- 津波ハザードマップ情報（M8.7程度の地震発生を想定した最大の津波浸水深、浸水域）
 - 10地区に細分類したハザードマップ、津波時指定緊急避難場所一覧
 - 令和2年3月津波避難タワー建設（船川港での港湾作業員及び釣り客の避難場所）
- 休日・夜間診療情報
 - 救急告示病院（夜間・休日の医療体制）

【防災訓練の実施】

- 男鹿市総合防災訓練は原則として5月26日の県民防災の日を実施
 - 令和元年9月1日には秋田県総合防災訓練を男鹿市4会場で実施している。

なお、5月26日（県民防災の日）は全市一斉に大津波警報のサイレンにより市民の防災・減災意識の高揚を図っている。

- 町内会・部落会単位での防災訓練の実施
- Jアラート全国一斉情報伝達試験の実施

【防災備品の備蓄】

- 公的備蓄（備蓄計画に基づき500人の3日分）
食料品など（主食としてアルファ米・アルファ米お粥、飲料水、粉ミルク）、防寒用品、衛生用品、発電・照明機材、その他（タオルなど消耗品、スコップなど備品、包帯など医療品）
- 流通備蓄
食品及び生活必需物資などは物資の性格上流通備蓄を基本として民間業者との協定に基づき調達する。（3社と協定、その他備蓄水など飲料品は2社と協定）
- 市民の備蓄（市報などにより普及）
食料、生活必需品、飲料水などについて3日分相当の家庭内備蓄の励行を図っている。

【新型インフルエンザ等対策行動計画の策定】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したが、緊急事態宣言が解除されたことにより5月27日で廃止した。しかし、感染症のリスクが回避されていないことや経済対策などについて、これまでと同様に対応することとして引き続き5月27日から任意で設置している。
- 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策」を踏まえて、市における新型コロナウイルス感染症対策に係る指針を定めている。なお、感染拡大の状況や国、県の対策などを勘案しながら対応を見直すこととしている。
指針では、基本的な考え方、市民などへの周知、新型コロナウイルス感染警戒レベル、イベント・行事などの参加人数の上限、収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件、感染防止のチェックリストなどを定めている。

②男鹿市商工会の取り組み

国や県などが発行するBCP関連の小冊子やリーフレットを用いて、商工会報配布の際や個別の相談対応の事業所巡回時に、BCPの必要性や施策活用の情報発信等を行っている。また、県商工会連合会と連携し、専門家派遣によるBCP計画策定を支援する体制が整えられている。

しかし、現状は事業者BCP策定における職員の支援力が低いことと事業者のBCPへの関心が低いことから「事業者BCP策定セミナー」の開催はできていない。平成23年に中小企業23事業所に対して行ったBCP実態調査においても、BCPへの関心はあるがBCP計画策定には至っていない事業者がほとんどであることが明らかとなった。

このことから商工会では、職員向けに研修を実施して、専門家からの指導によりBCPの基礎と「カンタンBCPシート」を用いたBCP計画策定に則った事業者へのBCP策定支援を行うこととした。自社の立地をハザードマップで確認の上、避難場所・避難経路などを把握すること、第一段階として「カンタンBCPシート」作成から推進することとしている。

その他、リスクマネジメントとして県商工会連合会や秋田県火災共済協同組合と連携して、休業対応・賠償責任・建物や機械設備や自動車などの事業資産の損害に対する各種共済の普及・加入促進活動を行っている。

防災備品については、テント（小型5基）、ブルーシート、反射式ストーブ、携帯ラジオ、乾電池、軍手、工具類、除菌スプレー、ティッシュ、ゴミ袋など備品の一部は揃っているが、非常食の飲食物品の備蓄は無い。防災備品の備蓄は不十分であることから、男鹿市の防災備蓄計画に則った備品の定期的な点検・整備が必要である。

防災訓練については、過去には商工会館で年1回の避難訓練において、来館者の避難誘導などを想定して行っていたが、最近3年程は疎かになっていたことから令和2年12月に実施している。男鹿

市が実施する防災訓練への参加は無いが、訓練時の賄い提供などの要請に対して協力を行っている。
(令和元年9月1日の秋田県総合防災訓練) また、商工会館は男鹿市との協定の下で「津波時指定緊急避難場所(16メートル、280人収容)」として指定されていることから、建物の定期的な修繕及び年2回の消防用設備点検(誘導灯、煙感知器、消火器など)の実施により、消防署からの指摘事項は早期に改善している。

II 課題

各地域で同様の課題と思われるが、BCP計画策定については強制力が無いことと目先の利益に繋がらないことから、各事業所では業務における必要性和優先度は低い。近年の災害状況から、一定の規模がありBCP対応に人材が確保出来る事業所ではBCP計画が策定される傾向にあるが、代表者も現場で働く小規模事業者では災害に対する意識は低く、BCP計画の必要性を認識していない状況にある。

10年前の内閣府実施の大企業や中堅企業を対象とした実態調査では、BCP計画策定に関する課題は、「策定に必要なノウハウ・スキルが無い」、「策定する人手を確保出来ない」などが上位を占め、「BCPの専門的・実践的な内容に関わるもの」と「経営者の意識に関するもの」の2つに大別されている。市内の事業者も、規模や策定する情報量は違うが、10年前に大企業などが抱えていた課題と同様の問題に直面しており、BCP計画策定が進まない理由となっている。

結果としてBCP計画策定に関する市全体の取り組み状況は、普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きや支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。また、推進する商工会職員の支援スキルにも課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社との連携の下で、BCP計画策定に携わりながら経験を積み重ねる必要がある。

男鹿市では新型コロナウイルスの感染者が出ていないことで、感染防止対策が緩い傾向に感じられるが、全国各地からの観光客の往来により感染リスクは高く、感染が発生した場合の観光産業の経済的なダメージは大きい。このことから、感染症対策として各業種における「事業継続の為のガイドライン」を周知しながら、予防接種の推奨、3密(密閉・密集・密接)の防止、手洗いなどの一般衛生管理の実施、体調不良者を出勤させないなどの職場内ルール作り、感染拡大に備えたマスク・消毒液など衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策(保険の必要性)により感染拡大予防に努める必要がある。

III 目標

大規模自然災害などに対する事前準備や早期復旧を実現するために「男鹿市地域防災計画」、「男鹿市国土強靱化地域計画」が策定されている。この計画に則り、市と商工会が連携を図って自然災害リスクや感染症などリスクを事業者へ認識していただきながら、BCP計画の策定支援により、経済活動の停滞を招かない災害に強い事業者を育成することを目標とする。

●小規模事業者などへのBCP計画策定支援の強化

津波浸水域や土砂災害警戒区域をハザードマップで認識していただき、感染症が発生した場合も含めた対応策について危機意識や防災意識を高める。第一段階として「カンタンBCPシート」の作成から着手するように誘導・支援して、最終的に事業所独自のBCP計画を策定してもらう。

●災害発生時や非常事態発生時における連絡・情報共有体制づくり

市と商工会が被害状況などを情報共有出来るような連携体制を構築する。併せて速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制も構築する。(この度の感染症では、市・ハローワーク・金融機関・商工会による体制で情報共有・事業者支援の検討を行っている。)

●感染症における段階的な拡大防止措置体制の構築

「国内感染拡大期」、「東北地方感染拡大期」、「秋田県発生期」、「男鹿市及び近隣市町村発生期」など、細分化した被害状況を把握し、共通認識の下で対応を決定する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

男鹿市商工会と男鹿市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

男鹿市地域防災計画及び男鹿市国土強靱化地域計画、男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部の指針に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく速やかな応急対策などに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時にハザードマップを用いながら、事業所及び自宅の立地場所を確認していただく。立地状況により災害リスクや災害時の影響を軽減する取り組みや考え方及び対策（事業休業への備え、取引先の状況、保険加入状況、行政の支援策の活用など）を確認して、不足部分を補う対策の提案や説明を行う。
- 商工会報や市広報、ホームページ、不定期に発行する通知へのパンフレットなどの同封により、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、各種保険などの概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介などを行う。
- 小規模事業者に対し、商工会で作成した「BCPの概要と商工会がお手伝いできること」、「カンタンBCPシート」により、最低限の対策から着手し、計画策定の基礎を学んでいただき、実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介などを実施する。また、事業所の業種・立地・規模により策定内容が異なることから、専門家の個別相談により補足支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症などは、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手して、デマに惑わされることが無く、冷静に対処することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症などに関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策などについて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へはマスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ICTやテレワーク環境を整備するための情報や支援策などを提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- 事業継続力強化支援計画と並行して事業継続計画を作成している。（年1回の見直しを行う。）

3) 関係団体等との連携

- 市内損保会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象としたセミナーや損害保険・生命保険・傷害保険などの紹介を実施する。また、日頃から連携している秋田県火災共済協同組合の職員が同行する共済手続きの際にも、併せてBCPに関連した共済の紹介・提案を行うことで事業者の保険知識の向上を図る。
- 感染症に関しては収束時期が不明確なことから、リスクファイナンス対策として、感染症に関連した各種保険の紹介も実施する。
- 関係機関への普及啓発チラシの設置依頼を行うほか、セミナー開催などの共催を行う。

4) フォローアップ

- 小規模事業者のBCP策定の取り組み状況を把握して、職員間で情報共有出来るようにデータベース化する。
- (仮称)男鹿市事業継続力強化支援協議会(構成員:市、商工会)を開催して、状況確認や改善点について協議する。

5) 訓練の実施

- 男鹿市が実施する防災訓練に参加するとともに、指示命令系統・連絡体制の確認を行う。

<2. 発災後の対策>

自然災害などによる発災時には人命救助を最優先として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 災害が起こる時間帯、出勤中・出勤前後・休日などのタイミングによって対応は変わるが、基本的に下記の手順で地区内の被害状況を把握して関係機関へ連絡する。

- ①職員:発災後1時間以内に緊急連絡網(携帯電話、Eメール)で安否報告を行う。
その他、下記の内容についても可能な限り情報収集を行う。
 - ・現在地(何処にいるのか?)も含めた本人・家族の被災状況
 - ・現在地付近の建物や道路に関する被害状況(現在地からの交通手段の有無)
 - ・交通手段の有無も含めた出勤可否や業務従事可否の状況なお、全職員がスマートフォンであればLINE導入(グループ)による体制を構築する。
- ②三役:3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認する。
- ③役員:1日以内に携帯電話にて確認する。
- ④事業者:3日以内に電話や巡回(可能であれば)などにより、役員を通じて地区ごとの会員事業者を中心とした安否を確認する。
- ⑤その他:職員間の情報共有のためにも、全県の商工会が活用する秋田県版「商工会災害システム」へ随時被害状況(人的被害・物的被害、被害画像など)を入力する。

- 国内感染者の発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいなどの徹底を行う。
- 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、男鹿市の感染症対策本部に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 3日以内に大まかな被害状況や被害規模の把握に努めて、市と商工会が持つ情報を共有して、市(男鹿まるごと売込課長)と商工会(事務局長)との間で応急対策の方針を決定する。

被害規模	被害状況	応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」などの比較的軽微な被害が発生・地区内1%程度の事業所で「建物の全壊・半壊」などの大きな被害が発生・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、または交通網が遮断されており状況確認が出来ない	<ul style="list-style-type: none">・緊急相談窓口の設置及び相談業務・被害調査及び経営課題の把握業務・支援施策の提案及び実行支援業務(早期現状復旧支援)
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」などの比較的軽微な被害が発生・地区内0.1%程度の事業所で「建物の全壊・半壊」などの大きな被害が発生	<ul style="list-style-type: none">・緊急相談窓口の設置及び相談業務・被害調査及び経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない	特に行わない

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

●市と商工会の被害情報など共有間隔

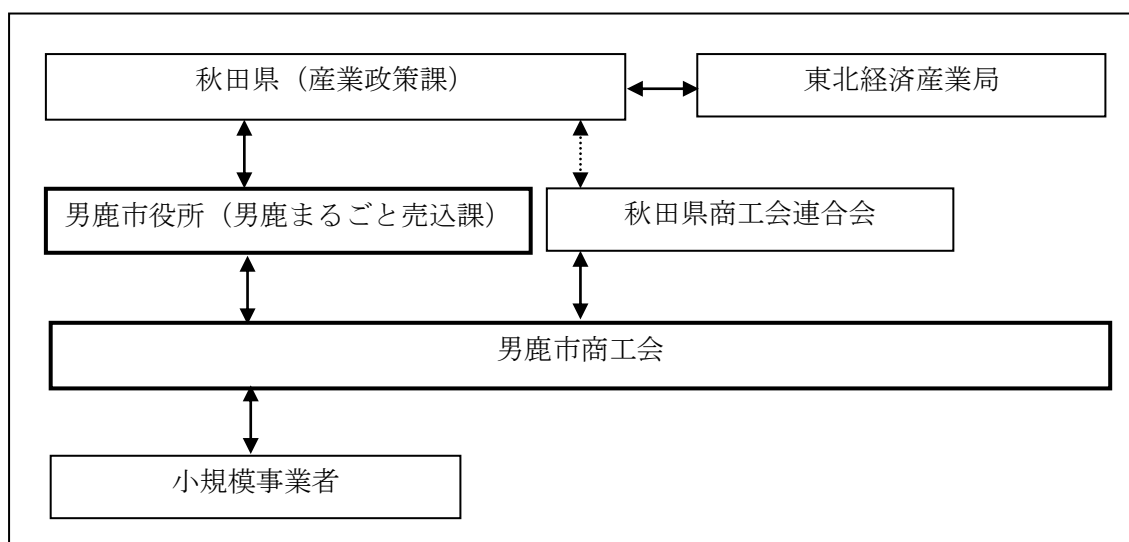
期間	被害情報等共有間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、12時、16時）
1週間～2週間	1日に2回（10時、16時）
2週間～1カ月	1日に1回（10時）
1カ月以降	双方で新たな被害情報を把握した場合に共有する

- 市で取りまとめた「男鹿市新型コロナウイルス感染症対策指針」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、職員全員の感染による復旧機能低下を防止するため、2班編成での交代勤務を導入するなど、体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- 2) 二次被害を防止するための被災地における活動については、市男鹿まるごと売込課長が市災害対策本部の指示に従いながら活動方針及び内容を決定して商工会に指示などを行う。
- 3) 被害状況の確認方法については、「商工会災害システム」を活用して被害を確認しながら、市が定める被害報告の様式に則り集計・報告シートを定めて市と商工会の情報共有を図る。主に①人的被害状況（代表者、代表者家族、従業員）、②物的被害状況（店舗・工場、代表者自宅、商品、機械、器具備品、車両など）、③被害画像（可能であれば）の報告とする。なお、被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定については、迅速に被害状況を把握するためにも再調達価格を直接被害額として算定する。
- 4) 市と商工会が共有した情報については、県の指定する方法により市から県へ報告する。また、商工会は県商工会連合会へ報告する。（商工会災害システムへの入力など）
- 5) 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき市と商工会が共有した情報については、県の指定する方法により市から県へ報告する。また、商工会は県商工会連合会へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 1) 市と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県・全国商工会連合会（県商工会連合会）からの要請があった場合においても相談窓口を設置する。
- 2) 地区内小規模事業者などの被害状況の詳細を確認するため、市と商工会の被害情報など共有期間に合わせて、災害発生時の必要に応じた被害状況を確認する。
 - ① 発災直後 安否確認、情報収集を行う。（職員・三役・役員との緊急連絡網）
 - ② 発災後～1週間 電話や巡回（可能であれば）により大まかな直接被害と間接被害を確認する。巡回が可能であれば被害状況を写真撮影して記録を残す。
 - ③ 1週間～2週間 経営課題への対応（資金調達など）
 - ④ 2週間～1カ月 経営課題への対応、被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定調査を行う。
 - ⑤ 1カ月以降 経営課題への応急対策として有効な被災事業者向け施策（国・県・市の施策）の周知（商工会報・施策チラシ・ホームページ・巡回説明）及び実行支援を行う。また、精度の高い被害額の算定調査を行う。
- 3) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の実行支援や相談窓口の開設を行う。

< 5. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 1) 県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを県などに相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年3月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

■男鹿市商工会

事務局	
事務局長	1名
法定経営指導員	1名
経営指導員	4名
経営支援員	2名

■男鹿市役所

観光文化スポーツ部
男鹿まるごと売込課

男鹿市災害対策本部
本部会議 本部長(市長)

連携

連絡
調整

報告

指示

- 商工業者数 958事業所
- 小規模事業者数 861事業所

(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- 伊藤健一 連絡先0185-24-4141

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

法定指導員を中心として本計画の具体的な取り組みの企画や実行を行うとともに、BCP策定支援などの進捗状況を管理し6カ月毎に情報を共有する。また、(仮称)男鹿市事業継続力強化支援協議会(構成員:市、商工会)を開催して、状況確認や改善点などについて協議する。

(3) **商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

①商工会／商工会議所

男鹿市商工会

〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字新浜町50

TEL0185-24-4141 FAX0185-23-2108 E-mail:oga@skr-akita.or.jp

②関係市町村

男鹿市役所 観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

TEL0185-24-9143 FAX0185-24-9159 E-mail:syoukou@city.oga.akita.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	285	488	460	488	460
1. <集団> BCP策定セミナー (講師謝金・旅費・郵送費)	175		175		175
2. <個別> BCP策定個別相談会 (講師謝金・旅費・郵送費)		378	175	378	175
3. 広報費(パンフレット・チラシ 作成費)	110	110	110	110	110

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種手数料収入、補助金(国・県・市)など
※但し、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関などにて無償で派遣応諾頂いた時には当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等